

移行時運営安定化事業について

平成 22 年度障害福祉サービス事業者等集団指導（説明会）資料

沖縄県福祉保健部

障害保健福祉課

平成22年度

障害福祉サービス事業者等集団指導

移行時運営安定化事業について

沖縄県福祉保健部障害保健福祉課

1

移行時運営安定化事業とは

移行時運営安定化事業事務処理要領

1 目的

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則の規定により、なお従前の例により平成24年3月末まで運営をすることができるとされた特定旧法指定施設及び精神障害者社会復帰施設等（以下「旧体系」という。）が障害福祉サービス事業等（以下「新体系」という。）へ移行した場合に、新体系移行前の報酬水準を基準とした助成を行うことにより、新体系への移行を促進するとともに事業運営の安定化を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は市町村（支給決定市町村）とする。

3 事業の内容

新体系移行前月において事業運営安定化事業（以下「9割保障」という。）の適用を要さない特定旧法指定施設が平成21年5月以降に新体系へ移行した場合については、新体系移行前月の特定旧法指定施設における報酬水準を基準とした助成を行うこととし、平成21年4月以前に9割保障の適用を要さない特定旧法指定施設から新体系へ移行した場合には、新体系移行前月の利用者数で平成21年4月報酬改定後の特定旧法指定施設に係る報酬単価を用いて算出した報酬見込額の水準を基準とした助成を行うこととする。

また、精神障害者社会復帰施設等については、新体系移行前年度の国庫補助基準額（月額）の水準を基準とした助成を行うこととする。

なお、本事業の対象となる場合に、新体系移行後に9割保障の適用を要す場合には、9割保障と本事業を併用することとなる。

(1) 平成21年5月以降に旧法施設から新体系サービスに移行した場合
新体系移行前月において、9割保障を受けていない施設

↓

「新体系移行前月の旧法施設の報酬実績額」と、「移行した後の報酬実績額」の差額を保障

（* 新体系移行前月に9割保障を受けている施設は本事業の対象外）

(2) 平成21年4月以前に旧法施設から新体系サービスに移行した場合
新体系移行前月において、9割保障を受けていない施設

↓

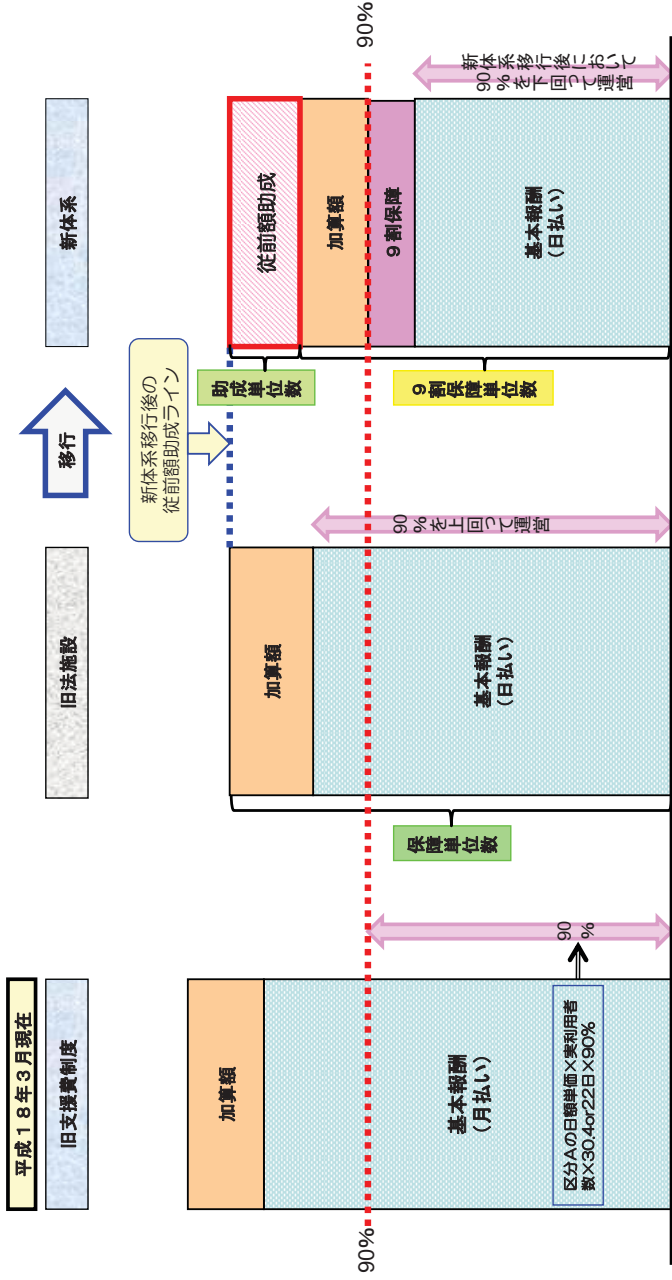
「新体系移行前月の実利用者数で平成21年4月の旧法施設の報酬を算出した額」と、「移行した後の報酬実績の額」の差額を保障

（* 新体系移行前月に9割保障を受けている施設は本事業の対象外）

(3) 精神障害者社会復帰施設等が新体系サービスに移行した場合
「新体系移行前年度の国庫補助基準額※」と、「移行した後の報酬実績の額」の差額を保障

旧法施設の従前額助成②

(9割保障の適用を受けない旧法施設が新体系へ移行する場合であって、新体系移行後に9割保障の適用を受ける場合)

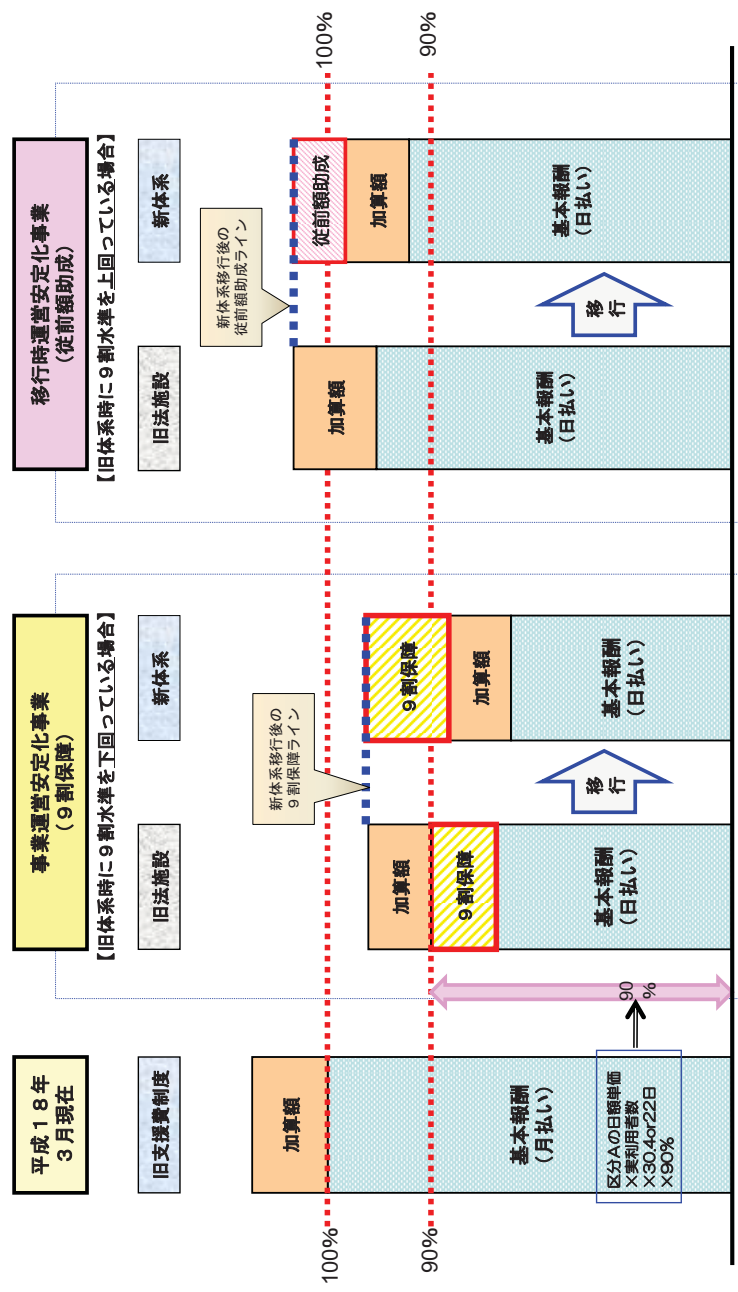


○ 助成単位数＝保障単位数－9割保障単位数を算定する際に届け出る保障単位数

○ 保障単位数については、

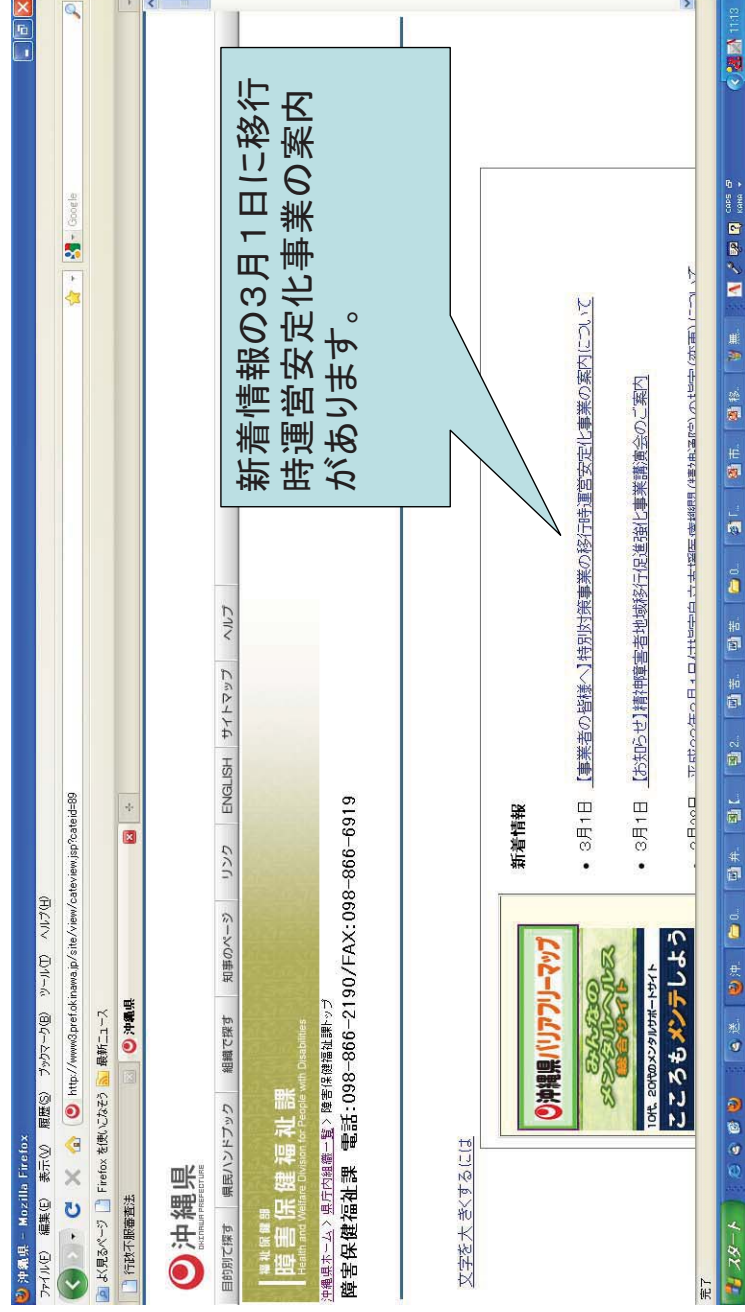
- 平成21年4月以前に新体系へ移行した場合は、新体系移行前月の利用者数で平成21年4月報酬改定後の報酬単価を用いて算出した報酬見込額の水準
- 平成21年5月以降に新体系サービスに移行した事業所については、新体系移行前月の報酬水準

事業運営安定化事業(9割保障)と移行時運営安定化事業(従前額助成)の関係 (参考)

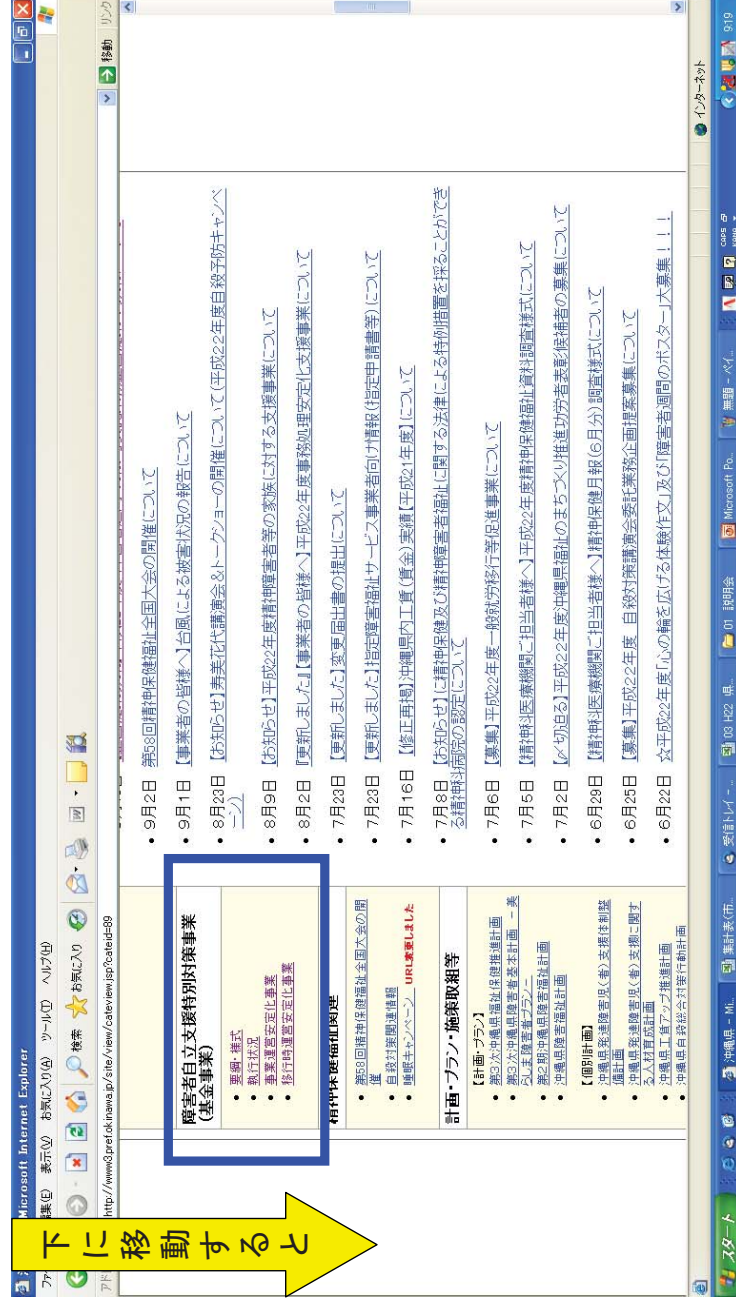


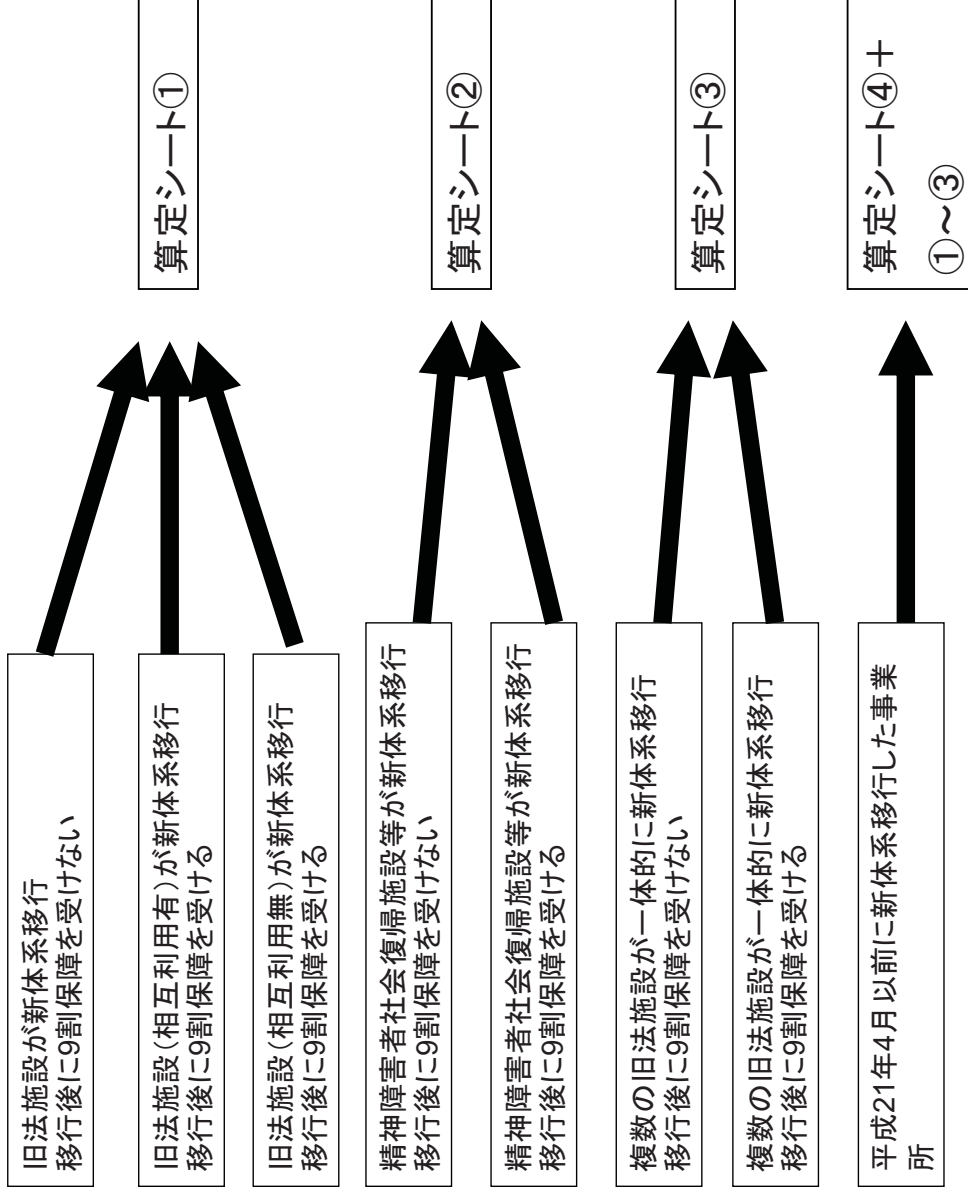
○ 新体系サービス移行時において、新体系移行前に事業運営安定化事業(9割保障)の適用を受けていた旧法施設については、上図のとおり既に9割保障を含めた移行前月の報酬を保障しているところであるので、移行時運営安定化事業(従前額助成)の対象としない。

沖縄県障害保健福祉課のホームページ



左の項目の障害者自立支援特別対策事業（基金事業）





注意事項1



なお、本事業を活用する場合は、**県への登録届け出が必要となりますのでご注意ください。**

また、事業実施する場合は、請求等の手続きが速やかに行われるように**関係市町村とは十分な連絡調整を図るようお願いいたします。**

注意事項2



本事業は平成23年度までの、予算の範囲内で実施する、限りある事業ですので、早め早めに手続きを進めることを推奨します。

まずは県のホームページの移行時運営安定化事業のコーナーへ！

ご静聴有り難うございました m(_ _)m